



資料 1

第9期計画地域支援事業執行状況

川崎市健康福祉局
地域包括ケア推進室

地域支援事業の位置づけ（介護予防・自立支援）



介護保険給付・地域支援事業の全体像



介護保険法第40条～第51条の4

介護保険法第52条～第61条の4

介護保険法第115条の45第1項

市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、（略）地域支援事業として次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

介護保険法第115条の45第2項

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として次に掲げる事業を行うものとする。（第115条の46で「包括的支援事業」として位置づけ。）

介護保険法115条の45第3項

【参考】川崎市地域包括支援センター運営協議会の取扱事項



(1) 地域包括支援センターの設置・運営に関する事項

- ①地域包括支援センター事業実施方針に関すること
- ②地域包括支援センターの設置・変更に関すること
- ③地域包括支援センター事業の実施状況に関すること(かわさきいきいき長寿プラン取組Ⅱの進捗管理)
- ④地域包括支援センターの事業計画・評価に関すること
- ⑤地域包括支援センターの公正・中立な運営

(2) 介護保険法第5条第4項に規定する施策の包括的な推進に関する事項

【法第5条第4項(自治体の責務としての地域包括ケア推進)】

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、②要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに③地域における自立した日常生活の支援のための施策を、④医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

地域包括支援センター事業に加え、次の事項に関する事項(※市地域ケア推進会議としての取扱事項を兼ねる)

- ①介護予防・日常生活支援総合事業に関する事項
- ②包括的支援事業(地域ケア会議、生活支援体制の整備、医療・介護連携、認知症施策)に関する事項
- ③その他地域包括ケアの推進に資する施策等に関する事項

(3) 指定介護予防支援事業者の指定に関する事項

- 指定介護予防支援事業者の指定に関する事項

第9期計画地域支援事業執行状況

①介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業)

	上限額(a)	計画値(b)	(b)÷(a)	実績値(c)	(c)÷(a)
R6	3,942,501,439	3,258,814,000	82.66%	2,699,387,890	68.47%
R7	4,081,861,457	3,404,183,000	83.40%	—	—
R8	—	3,558,417,000	—	—	—

②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業 (地域包括支援センター事業、任意事業)

	上限額(a)	計画値(b)	(b)÷(a)	実績値(c)	(c)÷(a)
R6	1,821,556,964	1,851,078,000	101.62%	1,611,839,262	88.49%
R7	1,821,556,964	1,864,305,000	102.35%	—	—
R8	—	1,886,639,000	—	—	—

③包括的支援事業（社会保障充実分） (医療・介護連携、認知症、生活支援、地域ケア会議)

	上限額(a)	計画値(b)	(b)÷(a)	実績値(c)	(c)÷(a)
R6	562,839,000	504,655,000	89.66%	416,915,435	74.07%
R7	562,839,000	503,118,000	89.39%	—	—
R8	562,839,000	524,118,000	93.12%	—	—

第9期計画主な取組事項

①介護予防・日常生活支援総合事業

	主な実施事項
R6	いこい元気広場増設(52か所⇒56か所) 地域リハビリテーション支援拠点増設(8か所⇒11か所)
R7	いこい元気広場増設(56か所⇒59か所(60教室))
R8	かわさき健幸UP!! プログラム等の自立支援型サービスの利用促進 従来型サービス(主に訪問型)の供給力低下等を踏まえた対応策の検討

②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

	主な実施事項
R6	地域包括支援センター事業にマネジメント強化加算等の増額、充足率向上に向けた職員配置基準緩和 等 地域包括支援センター1か所に増員(条例の規定に基づく増員 3職種定数196名)
R7	センターの業務平準化・効率化に向けた対策の検討
R8	センターの業務平準化・効率化に向けた取組の実施

③包括的支援事業（社会保障充実分）

	主な実施事項
R6	小地域における生活支援体制整備事業受託事業所の増設(22か所⇒26か所) 認知症の人と家族の一体的支援事業開始
R7	小地域における生活支援体制整備事業受託事業所の増設(26か所⇒28か所)
R8	小地域における生活支援体制整備事業受託事業所の拡充に向けた検討



【参考】第8期計画の実績

第8期計画地域支援事業執行状況

①介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業)

	上限額(a)	計画値(b)	(b)÷(a)	実績値(c)	(c)÷(a)
R3	3,472,312,396	2,495,416,000	71.87%	2,275,943,644	65.55%
R4	3,661,857,311	2,489,106,242	67.97%	2,489,106,242	67.97%
R5	3,745,680,565	2,877,635,000	76.05%	2,412,289,147	64.40%

②包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業 (地域包括支援センター事業、任意事業)

	上限額(a)	計画値(b)	(b)÷(a)	実績値(c)	(c)÷(a)
R3	1,776,247,807	1,773,216,000	99.83%	1,535,430,200	86.44%
R4	1,795,608,908	1,781,294,966	99.20%	1,552,483,111	86.45%
R5	1,810,332,901	1,820,038,000	98.92%	1,573,275,101	86.90%

③包括的支援事業 (社会保障充実分) (医療・介護連携、認知症、生活支援、地域ケア会議)

	上限額(a)	計画値(b)	(b)÷(a)	実績値(c)	(c)÷(a)
R3	522,680,000	343,790,000	65.77%	271,921,979	52.02%
R4	522,680,000	396,850,000	75.93%	396,850,000	75.92%
R5	562,839,000	424,599,000	75.44%	355,838,523	63.22%

第8期計画主な取組事項

①介護予防・日常生活支援総合事業

	主な実施事項
R3	地域リハビリテーション支援拠点新設(8か所)
R4	かわさき健幸UP!!プログラム及びあんしん暮らしサポート事業モデル実施 いこい元気広場事業の拡充(49か所⇒52か所)
R5	かわさき健幸UP!!プログラム及びあんしん暮らしサポート事業実施エリア拡大 軽度認知障害早期発見事業本実施

②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

	主な実施事項
R3	地域包括支援センター事業にマネジメント強化加算等新設
R4	地域包括支援センター1か所に増員(条例の規定に基づく増員 3職種定数193名)
R5	地域包括支援センター2か所に増員(条例の規定に基づく増員 3職種定数195名)

③包括的支援事業（社会保障充実分）

	主な実施事項
R3	総合リハビリテーション推進センターに地域ケアコーディネーターを配置 小地域における生活支援体制整備事業受託事業所の拡充
R4	7区に認知症地域支援推進員を配置
R5	—